

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）所有の倉庫において、キャリアカーを修理していたところ、荷台から転落し受傷（以下「本件災害」という。）した。

請求人は、同日、C病院に受診し「非骨傷性頸髄損傷」と診断された。

請求人によれば、本件災害当時、請求人は、会社の労働者であり、会社の指示の下、当該修理業務に従事していたという。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を、また、その診断書作成費用について、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 爭 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められる否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、仕事の依頼への諾否の自由、時間的・場所的拘束性等の勤務状況や報酬面等から、請求人は労災保険法上の労働者であって、労災補償の対象とすべきであると主張する。

(2) 労災保険法上の労働者とは、決定書理由で説示するとおりであり、そして、具体的に労働者であるか否かについては、労働省（現：厚生労働省）の労働基準法研究会が、昭和60年12月19日付け報告書において、仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としてもその考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考える。そこで、本件についてこれらの基準に照らして検討したところ、次のとおりである。

(3) 「『使用従属性』に関する判断基準」について、①「仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無」をみると、決定書理由に説示のとおり、請求人は元会社関係者Dに恩義を感じていたことから依頼を拒否することは考えていなかったとしつつ、一方で請求人の判断で休みを取得することは可能であり、どうしても作業が入ったときには他の業者を紹介していたとも述べていることから、請求人は会社からの車両修理等の依頼に対して諾否の自由を有していたものと判断する。②「業務遂行上の指揮監督の有無」をみると、決定書理由に説示のとおり、請求人は会社側との間で車両修理等に係る納期の調整等

を行うものの、その内容は受発注時の事業者間における通常の行為にとどまるものであり、請求人に対して、会社から労働者に対して行われる指示命令と同様の、業務遂行上の指揮監督が及んでいたとは認められない。③「拘束性の有無」をみると、決定書理由に説示のとおり、請求人は会社と賃貸借契約を締結した事務所を利用し、車庫については会社から便宜供与されていたにすぎず、勤務時間管理も全く行われておらず、会社から勤務場所及び勤務時間の指定を受け、管理されていたとは認められない。④「代替性の有無」をみると、決定書理由に説示のとおり、請求人は、他の者が修理作業を行うこと、また、補助者を使うことについて、会社から何ら制約を受ける立場になかったことから、労務提供の代替性は認められていたものと判断する。⑤「報酬の労務対償性」をみると、請求人は会社から車両修理等の依頼を受け、その修理にかかった工賃を算出して請求を行い、部品代も含め支払いを受けており、毎月月末頃に工賃の請求を行い、翌月末日に会社から振り込まれていたものであり、決定書理由に説示のとおり、当該報酬の性格が会社の指揮監督の下に一定時間労務を提供していることに対する対価とは認められず、請求人に支払われた報酬に労務対償性は認められない。

(4) 次に、「労働者性」の判断を補強する要素をみると、請求人は、会社と事務所の賃貸借契約を結んで事務所を構え、「E」の屋号を使用して、会社以外の業者との間で車両修理等を受注していた。機械、器具についても、会社から提供を受けるものもあったが、請求人は労働者が仕事上で所有するには高額な軽トラックや溶接機等を所有していた。また、請求人は、給与所得として源泉徴収されることなく、車両修理に係る事業収支について、税務署に税務申告しており、所有する機械、器具についても減価償却費として計上していることが認められる。これらは、決定書理由に説示のとおり、「労働者性」を弱める要素となるものと判断する。

なお、請求人らは、請求人は会社から社員証が交付されていた旨重ねて主張しているが、請求人らの主張する社員証は会社所有の自社スタンドにおける給油を目的としたガソリンカードのことを指していると認められるところ、この点、元会社関係者Dは、自社スタンドでの給油代金は一般より安くなることから、請求人に頼まれて好意で当該給油用のガソリンカードを交付した旨述べている。

(5) 以上を総合すると、当審査会としても、請求人と会社との間に使用従属関係があったとは認められず、また、請求人の労働者性を肯定する補強要素も認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、請求人の本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。